

議案第6号

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中4の項を7の項とし、3の項を6の項とし、2の項の次に次の3項を加える。

3	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	訪問介護等利用者負担軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	社会福祉法人等による介護保険サービス及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中4の項を7の項とし、3の項を6の項とし、2の項の次に次の3項を加える。

3	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報であって規則で定めるもの
4	市長	訪問介護等利用者負担軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 生活保護法（昭和25

		<p>年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>社会福祉法人等による介護保険サービス及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村 純夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により条例で定めるものとされている市の独自利用事務として個人番

号を利用する事務を新たに追加したいので、この案を提出するものである。